

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十六億二千八百三十一万七千七百七十七円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和六年十月二十五日

掲載頁 二十一頁

令和七年八月五日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社 A C R O V E

代表取締役 荒井 俊亮

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四千八十五万四千二百二十円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月五日

大阪市港区築港二丁目七番二六号

株式会社大昌工業

代表取締役 金城 崇紘

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を四百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月五日

東京都千代田区麹町五丁目七番地二 M F P

R 麹町ビル七 F

株式会社インフキュリオン

代表取締役 丸山 弘毅

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月五日

東京都千代田区麹町二丁目一二番地

株式会社ミツリ

代表取締役 西川 公美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月五日

東京都八王子市下柚木二丁目一七番地一三

宮川石材株式会社

代表取締役 宮川 健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月五日

横浜市金沢区福浦二丁目一一番地七

株式会社アクアパルス

代表取締役 増田 健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月五日

島根県安来市飯島町四一二番地一

株式会社渡部工務店

代表取締役 渡部 成人

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤクルト東海と合併して解散することになりましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月五日

岐阜県岐阜市下奈良三丁目八番七号

岐阜ヤクルト販売株式会社

代表取締役 武藤 大介

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤクルト東海と合併して解散することになりましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月五日

愛知県名古屋市中北区会所町一二八番地

名古屋ヤクルト販売株式会社

代表取締役 前田 祐弘

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤクルト東海と合併して解散することになりましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月五日

愛知県半田市浜田町二丁目一番地の二

愛知中央ヤクルト販売株式会社

代表取締役 櫻井 清孝

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヤクルト東海と合併して解散することになりましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月五日

三重県津市あつ台四丁目六番二

三重ヤクルト販売株式会社

代表取締役 秋月 孝規

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である塩田敬二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

グローバルプロスペクトパートナーズ・

エルエルシー

日本における代表者 塩田 敬二

令和七年八月五日

札幌市北区北十二条西三丁目一番一五号

北海道酒類販売株式会社

代表取締役社長 伊関 淑之

訂正公告

令和七年七月二十五日（号外第一七〇号）掲載の第七十六期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨「誤り」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月五日

札幌市北区北十二条西三丁目一番一五号

北海道酒類販売株式会社

代表取締役社長 伊関 淑之

正 誤

令和六年六月二十八日（号外第五百五十六号）国土交通省告示第九百七十四号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

三四八ページ改正後欄別記第一号（A4）中

検査事項

閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況

検査事項

閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況

誤り。